

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年2月号

「月も朧に白魚の簀も霞む春の空....」（御厄払いましょう！厄落とし！）と声がして、
「ほんに今夜は節分か...」と続く歌舞伎の名台詞。私は節分と申しますと、この台詞を
まず思い出し、そして春を待つ気持ちになってまいります。

2月号目次

☆ ねんきん特別便再び！

☆ パートタイム労働法が改正されます！

☆ ねんきん特別便再び！

1月のニュースレターでねんきん特別便を取り上げましたが、この「ねんきん特別便」
発送1ヶ月で早くもつまずいたとの報道が...

この1ヶ月間に発送したねんきん特別便のうち、回答は約3分の1しか返ってこず、
しかも記録漏れの疑いが濃厚であるにもかかわらず、大半が訂正の必要なしとの回答。

1月16日の発送分からは、注意を促す要確認の赤スタンプを封筒に印字することになりました。
「なりすまし」を防ぐため本人からの問合せ等にヒントは与えない、としていた
マニュアルを訂正、ヒントを与える方針に転換するそうです。

また、社会保険労務士連合会も協力する旨、厚生労働大臣に伝えました。無料相談等
のお手伝いを私自身もしていきたいと思っています。

また、私の身近な方のところに送られてきた「ねんきん特別便」を見せてもらいましたが、
まあ、わかりづらい記録の仕方になっています。

一目見ただけでは、どこが抜けているか、わかりません。50代の私ですらそうなの
ですから、70歳代、80歳代の方がご覧になって

「ああ、ここが抜けてる、この期間はどこそこに勤めていた！」と、ぱぱっとわかるとは思
えません。

1. 抜け落ちた期間を、赤字で印字する
2. 抜けている期間のヒントを備考欄に記載する

この二点は不可欠だと私は思います。

そうしなければ、この問題は解決へとは向かっていかないでしょう。

（裏面へ続く）

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ パートタイム労働法が改正されます！

平成20年4月にパートタイム労働法、正確には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が一部改正されます。

日本では昭和55年頃から増加してきたパートタイム労働者ですが、数が増えれば、トラブルも顕在化します。そこで、昭和58年行政管理庁の勧告を受け、平成5年によりやく成立したのが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」です。この法律は、財界のコンセンサスを得ることが難しかったため結果、骨抜きとなっており、条文の結びが「努めるものとする」という努力規定ばかりの実効性のないものとなっています。また、女性労働者（主に子育てを終えた専業主婦）のための法律を当時の労働省はイメージしており、昨今の労働実態とはかけ離れてきているのも事実です。

この法改正のキーワードは、正規社員とパート等その他の労働形態で働く人の待遇の「均衡」です。一昔前には、パートタイム労働者は専業主婦の家計をちょっと補うための近所での3、4時間の労働というイメージでした。しかし、バブル崩壊後、正社員として働きたくてもその枠では採用されない労働者（男女とも）の受け皿となっているのがパートタイム労働という働き方です。そして呼称はどうあれ、実質的には正社員と遜色なく働いているパートタイム（短時間）労働者の方々の待遇を、なんとか正社員に近づけたい、という意図の改正です。

今回の改正の目的は、パートタイム（短時間）労働者の公正な待遇の実現と就業環境の整備です。そして具体的な改正点はどこかといいますと、**通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者については**賃金、教育訓練、福利厚生等の待遇における**通常の労働者**との差別の禁止、それ以外のパートタイム労働者についても、均衡のとれた待遇の確保に関する配慮義務等が、使用者に課せられることになります。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

